

駒ヶ根市勤労者互助会給付金一覧表

【全労済協会 自治体提携慶弔共済保険】

給付金支払事由				給付金額(円)	請求時の必要書類
会員本人保障	死亡保険金	疾病による死亡	65歳未満	300,000	※申請書類のご案内をしますので、駒ヶ根市勤労者互助会事務局までご連絡ください。 ①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ②本人死亡・後遺障害保険金請求書(全労済協会所定) ③医師の死亡診断書／死体検案書(写し可) ④戸籍謄本／改製原戸籍謄本(写し可) ⑤委任状(写し可) ⑥事故の場合、事故であることを示す証明書(写し可) ⑦退会届
			65歳以上	150,000	
		不慮の事故による死亡		500,000	
		交通事故死亡による死亡		900,000	
	重度・後遺障害保険金	疾病による重度障害	65歳未満	300,000	※申請書類のご案内をしますので、駒ヶ根市勤労者互助会事務局までご連絡ください。 ①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ②本人死亡・後遺障害保険金請求書(全労済協会所定) ③医師の後遺障害診断書(写し可) ④事故の場合、事故であることを示す証明書(写し可)
			65歳以上	150,000	
		不慮の事故による重度後遺障害 1～14級		20,000～500,000	
	傷病休業保険金	交通事故による重度後遺障害 1～14級		36,000～900,000	※申請書類のご案内をしますので、駒ヶ根市勤労者互助会事務局までご連絡ください。 ①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ②保険金請求書兼証明書(全労済協会所定) ③傷病による休業期間が確認できる書類(写し可) →出勤簿、医師の診断書、入院の支払領収書 等
		休業14日～30日未満		10,000	
		休業30日～60日未満		20,000	
		休業60日～90日未満		30,000	
会員本人財産保障	住宅災害保険金	火災等	建物、家財の損害程度が50%以上	250,000	※全労済協会の審査が必要です。事由発生の折は速やかにご連絡ください ①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ②住宅災害等保険金請求書(全労済協会所定) ③修理業者による見積書(写し可) ④関係官署の罹災証明(写し可) ※関係官署の罹災証明がとれない場合は、罹災の事実を客観的に証明するもの
			30%以上 50%未満	175,000	
			20%以上 30%未満	125,000	
			20%未満	50,000	
	自然災害	床上浸水以外	損害の程度が70%以上	75,000	
			20%以上 70%未満	37,500	
			20%未満	7,500	
		床上浸水	損害の程度に関わらず一律	15,000	
慶弔見舞金保障	死亡弔慰金	配偶者		50,000	①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ※戸籍謄本、住民票、医師の死亡診断書等を提出していただく事もあります。
		子		20,000	
		親		8,000	
		住宅災害による同居親族		10,000	
	祝金	結婚祝金		10,000	①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ※戸籍謄本、住民票を提出していただくこともあります。
		子の出生		10,000	

***** 状況に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります *****

【駒ヶ根市勤労者互助会 付加給付】

子の小学校入学祝金	10,000	①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ②入学を証明する書類または生年月日のわかる書類 →入学通知書、保険証、母子手帳等の写し
人間ドック補助金 (40歳以上)	3,000	①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ②人間ドック、日帰りドック等の記載のある領収書(写し可)
勤労者互助会在会勤続祝(10年毎)	記念品 (カタログ)	申請の必要はありません 7月中旬頃に事業所を通じてお送りします